

WINK ひかりインターネットサービス契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

藤ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）その他の法令に基づき、WINKひかりインターネットサービス加入約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより WINKひかりインターネットサービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 インターネットサービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6 インターネットサービス取扱所	1 WINKひかりインターネットサービスに関する業務を行う当社の事業所

	2 当社の委託によりWINKひかりインターネットサービスに関する加入申し込み事務を行う者の事業所
7 加入	当社からWINKひかりインターネットサービスの提供を受けるための加入
8 加入者	当社と加入申し込みを締結している者
9 加入者回線	当社への加入申し込みに基づいて設置される電気通信回線、または光ファイバー回線
10 端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が、他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
11 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12 自営端末設備	加入者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
16 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 加入

第4条（FTTH サービスの種類等）

加入には、料金表に規定する品目があります。

第5条（提供区域）

WINKひかりインターネットサービスは当社が別に定める提供区域において提供します。

第6条（加入の単位）

当社は、加入者回線1回線ごとに1の加入を締結します。この場合、加入者は1の加入につき1人に限ります。

第7条（解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する当月の20日までに当社にその旨を申し出るものとします。

2. 加入者が第1項による解約の場合、当社は当社施設および機器を撤去します。その際には施設撤去費用として料金表の定めにより回線撤去工事費を支払うものとします。尚、最低利用期間内（2年または1年）に加入の解除があった場合、加入者は当社が定める期日までに、施設撤去費用とは別に料金表の定めにより違約金を支払うものとします。

3. 前項による解約の場合、加入者は、別に定める利用料金を、当該解約の日に属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。

4. 当社は、別途定める料金コース（以下「最低利用期間特約付コース」）について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、最低利用期間特約付コースの利用開始月から起算して、最低利用期間特約付コース毎に当社が定める期間とします。

5. 契約者が、最低利用期間特約付コースについて、契約期間満了月の翌月（以下「契約更新月」といいます）以外の暦月に解約する場合、最低利用期間特約付コースの対価として、当社が定める契約解除料が発生するものとし、別紙料金表に規定する料金の支払いを要します。

6. 契約者が契約更新月に最低利用期間特約付コースを解約しない場合、当該契約更新月を含み、同じ長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。

7. 第21条（利用中止）第22条（利用停止）に基づく利用の一時中断があっても、最低利用期間特約付コースの契約期間に変更はありません（利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。

8. 撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

9. 加入者は本条に定める解約、および第21条（利用中止）第22条（利用停止）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定めるONU（端末終端装置）補償料を請求します。

第8条（加入者回線の終端）

当社は、加入者が指定した場所内の建物、または工作物において、ONU（端末終端装置）を設置し、これを加入者回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の設備場所を定めるときは、加入者と協議します。
- 3 ONU にかかる電気料金は加入者の負担とします。

第9条（加入申込みの方法）

加入の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入申込書を、加入事務を行うWINKひかりインターネットサービス取扱所に提出していただきます。

- 1 料金表に定めるWINKひかりインターネットサービスの品目
- 2 加入者回線の終端とする場所
- 3 その他 WINKひかりインターネットサービスの内容を特定するために必要な事項

第10条（加入申込みの承諾）

当社は、加入の申込みがあった時は、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、WINKひかりインターネットサービスの取扱い上、余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には加入の申込を承諾しないことがあります。（1）加入者回線を設置し、または保守をすることが技術上著しく困難なとき。

（2）加入の申込みをした者がWINKひかりインターネットサービスの料金、その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

（3）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第11条（WINKひかりインターネットサービスの種類等の変更）

加入者は、料金表に規定するWINKひかりインターネットサービスの品目変更の請求をすることができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第9条（加入申込みの方法）及び前条（加入申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第12条（加入者回線の移転）

加入者は、加入者の負担により、同一の構内、または同一の建物内における、加入者回線の移転を請求できます。

2 加入者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、加入内容の変更、または制限がある場合があります。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第10条（加入申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の変更に必要な工事は、当社、または当社が指定した者が行います。

第13条（WINKひかりインターネットサービスの利用の一時中断）

加入者はWINKひかりインターネットサービスの利用の一時中断（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を請求できます。

2 利用の一時中断を請求する者は、料金表に定める休止料金の支払いを要します。

第14条（その他の加入内容の変更）

当社は、加入者から請求があったときは、第9条（加入申込みの方法）第3号に規定する加入内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（加入申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第15条（譲渡の禁止）

加入者が加入に基づいてWINKひかりインターネットサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第16条（加入者が行う加入の解除）

加入者は、加入を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定めるWINKひかりインターネットサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 加入の解除に伴い、その加入の解除を請求する者は、料金表に定める解除に係わる工事費の支払いを要します。

3 電気通信設備の撤去に伴い、加入者が所有、若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第17条（当社が行う加入の解除）

当社は、次の場合には、その加入を解除することがあります。

(1) 第22条（利用停止）の規定によりWINKひかりインターネットサービスの利用停止をされた加入

者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 電気通信回線の地中化等、当社、または加入者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でWINKひかりインターネットサービスの継続ができないとき。

2 第22条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事業が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、WINKひかりインターネットサービスの利用停止をしないでその加入を解除することがあります。

3 当社は、第1項の規定により、その加入を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。

4 当社は、第1項の規定により、その加入を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有、若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係わる復旧費用を負担していただきます。

5 加入の解除に伴い、その加入の解除を請求する者は、料金表に定める工事費の支払いを要します。

第3章 付加機能

第18条（付加機能の提供等）

当社は、加入者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 回線相互接続

第19条（回線相互接続の請求）

加入者は、その加入者回線の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線と当社、または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係わる電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるWINKひかりインターネットサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係わる電気通信回線の利用に関する当社、または当社以外の電気通信事業者の加入約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第20条（回線相互接続の変更・廃止）

加入者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中止及び利用停止

第21条（利用中止）

当社は、次の場合には、WINKひかりインターネットサービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上、または工事上やむを得ないとき。

(2) 第23条（利用の制限）の規定により WINKひかりインターネットサービスの利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。3 前2項の規定により、WINKひかりインターネットサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条（利用停止）

当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間にそのWINKひかりインターネットサービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったものに限り、以下この条において同じとします）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのWINKひかりインターネットサービス利用を停止することがあります。なお、加入者が料金表に定める料金の支払いを3ヶ月滞納した場合、当社は直ちにサービス提供を停止し、加入者は料金表に定める施設利用料を支払うものとします。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）

(2) 加入申込に当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。(3) 第41条（利用に係わる加入者の義務）の規定に違反したとき。

(4) 事業法、または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設

備、他社回線、または当社の提供する電気通信サービスに係わる電気通信回線を接続したとき。

(5) 事業法、または事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備、若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

(6) 明らかに公序良俗に反する様態において当社のWINKひかりインターネットサービスを利用したとき。

(7) 前各号の他、この約款に違反する行為、WINKひかりインターネットサービスに関する当社の業務遂行、若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え、または与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により、WINKひかりインターネットサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を加入者に通知します。

第6章 利用の制限

第23条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、災害の予防、若しくは救援、交通、通信、若しくは電力の供給確保、または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって、事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、WINKひかりインターネットサービスの利用を制限することがあります。

2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。

4 当社は、契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービスに使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用若しくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

5 前項の他、WINKひかりインターネットサービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第24条 (児童ポルノのブロック)

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当

社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。 2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第25条（違法・有害情報利用の制限等）

当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合には、その地域等との通信の全部又は一部の利用の制限又は中止する措置をとることがあります。

2 当社は、アクセスしただけでマルウェア（不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア）に感染させる可能性の高いウェブサイト（以下「マルウェア配布サイト」）に関して、当社設備で必要な範囲において通信（アクセス先 IP アドレス又は URL）を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、加入者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。 3 当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ（以下「C&Cサーバ等」）へのアクセスに係る通信に関して、当社設備で必要な範囲において通信（宛先 FQDN）を検知し、当社が指定する C&C サーバ等リスト作成管理団体から提供される C&C サーバ等リストに基づき、加入者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&C サーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることがあります。

4 第2項及び第3項の規定により、加入者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

5 当社は、当社の電気通信設備（これに付属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置を取ることがあります。

第26条（違法・有害情報利用の解除等）

加入者は書面等による請求により、前条（違法・有害情報利用の制限等）第2項及び第3項による、当該制限（検知及び一時停止等又は遮断）の措置を解除することができるものとします。

第7章 料金等

第1節 料金

第27条 (料金の適用)

当社が提供する W I N Kひかりインターネットサービスの料金は、工事費、利用料（端末装置使用料を含む）、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。

2 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

第28条 (利用料等の支払義務)

加入者は、その加入に基づいて当社が W I N Kひかりインターネットサービスの提供を開始した日（付加機能の提供については、その提供を開始した日）から起算して、加入の解除があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除、または廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします）について、当社が提供する W I N Kひかりインターネットサービスの態様に応じて料金表に規定する利用料、または使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします）の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により W I N Kひかりインターネットサービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(2) 利用停止があったときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(3) 前2号の規定によるほか、加入者は、次の表に掲げる場合を除き、 W I N Kひかりインターネットサービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

区別	支払を要しない料金
1 加入者の責めによらない理由により、その W I N Kひかりインターネットサービスを全く利用できない状態（その加入に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きま	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその W I N Kひかりインターネットサービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除

す。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	きます。)
2 当社の故意、または重大な過失により そのWINKひかりインターネットサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのWINKひかりインターネットサービスについての利用料等

第29条（加入料の支払義務）

加入者は、第9条（加入申込みの方法）の規定に基づき加入の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要します。

第30条（手続きに関する料金等の支払義務）

加入者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその加入の解除、または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第31条（工事に関する費用の支払義務）

加入者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその加入の解除、または請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、加入者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 割増金及び遅延損害金

第32条（サービスの変更）

当社は、1か月前までに書面により行う契約者宛通知により、サービスの内容、サービス料金および本契約の契約条項を変更することができます。但し、これはご利用料金を含めお客様に不利となる内容・条件の変更がないことにつき当社が判断した場合に限り、それ以外の場合は変更の都度変更契約を必ず締結することとします。

第33条（遅延損害金）

加入者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第34条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第35条（加入者の維持責任）

加入者は、自営端末設備、または自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

第36条（設備の修理、または復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、全部を修理し、または復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理、または復旧します。

第37条（加入者の切分け責任）

加入者は、自営端末設備、または自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守加入を締結している自営端末設備、または自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備、または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備、その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、加入者から要請があった場合には、当社が別に定めるWINKひかりインターネットサービス取扱所、または当社が指定する者が、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備、その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を加入者にお知らせした後において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備、または自営電気通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用の額に消費

税相当額を加算した額を負担していただきます。

第9章 損害賠償

第38条（責任の制限）

当社は、WINKひかりインターネットサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのWINKひかりインターネットサービスが全く利用できない状態（その加入に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、WINKひかりインターネットサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのWINKひかりインターネットサービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、WINKひかりインターネットサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が加入ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前述料金月の1日当たりの平均利用料（前述料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意、または重大な過失によりWINKひかりインターネットサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第39条（免責）

当社は、加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 当社は、WINKひかりインターネットサービスに係る設備、その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、または復旧の工事に当たって、加入者が所有、若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意、または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備、または自営電気通信設備の改造、または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるWINKひかりインターネットサー

ビスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定、または変更により、現に加入者回線に接続されている
自営端末設備、または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のう
ちその変更した規定に係わる部分に限り負担します。

第10章 雑則

第40条（承諾の限界）

当社は、加入者から工事、その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難な
とき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、または料金、その他債務の支払を現に怠り、若しく
は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その
請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、こ
の約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第41条（利用に係わる加入者の義務）

当社は、WINKひかりインターネットサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入者が
所有、若しくは占有する土地、建物、その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地
主、家主、その他の利害関係人があるときは、当該加入者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに
関する責任は加入者が負うものとします。

2 加入者は、当社、または当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、
建物、その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

3 加入者は、当社が加入に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しく
は損壊し、またはその設備に線条、その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変、その他
の事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末設備、若しくは自営電気通信設備の接続、若し
くは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

4 加入者は、故意に加入者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を
行わないこととします。

5 加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が加入に基づき設置した電気
通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

6 加入者は、当社が加入に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することと
します。

7 加入者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する
期日までにその補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

8 加入者は、当社が加入に基づき設置した電気通信設備を、自営電気通信設備、またはその他回線を設置し、WINKひかりインターネットサービス契約者の居住する住居の外に居住する者にそのWINKひかりインターネットサービスを利用させないこととします。

第42条（相互接続事業者のWINKひかりインターネットサービス）

加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用加入を締結することとなります。この場合において、その加入者は、当社が相互接続利用加入により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承諾していただきます。

2 加入の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のWINKひかりインターネットサービス利用加入についても解除があったものとします。

第43条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当社は、当社が別に定めるWINKひかりインターネットサービス取扱所において、WINKひかりインターネットサービスに係わる基本的な技術的事項、及び加入者がWINKひかりインターネットサービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第44条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第45条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

1.通則

（料金の適用）

(1) WINKひかりインターネットサービスに関する料金及び工事費は、このWINKひかりインターネットサービス料金表に規定します。

（料金等の変更）

(2) 当社は、WINKひかりインターネットサービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合は、変更後の料金及び工事費に関する費用によります。

（料金の計算方法）

(3) 当社は、加入者がその加入に基づき支払う基本利用料、付加サービス利用料等は、暦月に従い一月単位で計算し、月途中でのサービスの利用開始、解約、休止等があった場合も、当該開始日、解約日、休止

日が属する月を一月として計算し、日割り計算は行いません。

(端数処理)

(4) 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

(5) 当社は、料金、その他債務に関する費用を、当社が定める期日に加入者にご登録いただいた金融機関口座から振替させていただきます。

(消費税相当額の加算)

(6) この規約の規定により料金表に定める料金、その他債務の支払いを要するものとされている額は、消費税率10%に基づくもので、税率の引き上げに応じて変更されます。

【料金表】

1. 基本月額料金(1) ※注2

コース種別	利用料金	備考
ひかり10Gコース	8,000円 (税込8,800円)	
ひかり1Gコース	5,800円 (税込6,380円)	
ひかり300Mコース	5,500円 (税込6,050円)	
ひかり30Mコース	4,500円 (税込4,950円)	
ひかり15Mコース	3,300円 (税込3,630円)	
ひかりギガマンションコース	4,500円 (税込4,950円)	
ひかりハイブリッドギガマンションコース	3,300円 (税込3,630円)	

基本月額利用料（２）※注２

【最低利用期間特約付】		
コース種別	利用料金	備考
ひかり１０Ｇコース	７，３００円 (税込８，０３０円)	最低利用期間特約付コースの契約期間は戸建住宅２年、集合住宅１年とします。
ひかり１Ｇコース	４，９００円 (税込５，３９０円)	
ひかり３００Ｍコース	４，７００円 (税込５，１７０円)	
ひかり３０Ｍコース	３，８００円 (税込４，１８０円)	
ひかり１５Ｍコース	２，８００円 (税込３，０８０円)	
ひかりギガマンションコース	３，８００円 (税込４，１８０円)	
ひかりハイブリッドギガマンションコース	２，８００円 (税込３，０８０円)	

基本月額利用料（３）※注２

【最低利用期間特約付】		
集合住宅限定２年特約プラン		
コース種別	利用料金	備考
ひかり１０Ｇコース	６，３００円 (税込６，９３０円)	【集合住宅限定プラン】 最低利用期間特約付コースの契約期間は集合住宅２年とします。
ひかり１Ｇコース	３，９００円 (税込４，２９０円)	
ひかり３００Ｍコース	３，７００円 (税込４，０７０円)	
ひかり３０Ｍコース	２，８００円 (税込３，０８０円)	

ひかり15Mコース	1,900円 (税込2,090円)	
-----------	----------------------	--

2. 付加機能使用料

区分	利用料金	内容
メールアドレス追加	300円 (税込330円)	基本サービスにおいて、既に付与された他に、メールアドレスを追加する機能
I Pアドレス追加	800円 (税込880円)	基本サービスにおいて、既に付与された他に、I Pアドレスを追加する機能
ホームページ容量追加	300円 (税込330円)	容量10MBを追加する機能
C G Iアカウント追加	200円 (税込220円)	2MBを追加する機能
C G I領域の追加	200円 (税込220円)	C G I容量を2MB増量する機能
D H C P固定サービス	1,000円 (税込1,100円)	D H C Pサーバより常に同じI Pアドレスを配布する機能
セキュリティウイルス対策 (ウイルスバスター月額版)	500円 (税込550円)	契約者が電子メールの利用およびインターネット上のホームページを閲覧する場合において、コンピュータウイルスの検知および駆除又は削除するサービスを行います。

3. 工事費

区別	料金	備考
基本工事費 【戸建住宅タイプ】	36,000円 (税込39,600円)	【戸建住宅タイプ24ヵ月】【集合住宅タイプ12ヵ月】の分割にてお支払いいただきます。ただし、消費税の計算上、表記額から算出した税込価格と実際の請求額との差異が生じる場合がございます。分割手数料は無料です。

基本工事費 【集合住宅タイプ】	18,000円 (税込19,800円)	分割払い期間中に解約(引っ越しによる解約の場合を含みます)される場合は、お支払いいただいている残債額を一括でご請求させていただきます。
回線撤去工事費	2022年6月30日以前の契約については、 5,000円 (税込5,500円)	解約時、光キャビネット、光コンセントおよび引込線(契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ- (分岐装置) から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路)の撤去の場合に請求します。
	2022年7月1日以降の契約については、 最大5,000円 (税込5,500円) ※サービスの利用期間に応じて低減されます。	
機器交換工事費	5,000円 (税込5,500円)	端末終端装置の交換を行った場合に発生いたします。
宅内工事費	実費 ※注3	
その他の工事費	実費 ※注3	
故障点検・補修費	実費 ※注3	

4. 手数料(1)

契約事務手数料	2,000円(税込2,200円)
名義変更料 相続または法人の合併で設置場所の変更がない場合	無料
新加入者が設置場所を変更することなく、旧加入者の権利義務を承諾する場合	無料
設置場所変更手数料	2,000円(税込2,200円)
利用休止・再開手数料	無料

支払口座変更手数料	無料
氏名変更手数料	無料

手数料（２）

第 7 条（解約）に規定する最低利用期間内に解除した場合の解除料（違約金）	2022年6月30日以前の契約については、 10,000円（税込11,000円）
	2022年7月1日以降の契約については、 サービス利用料1か月相当分
契約の更新および解除	<p>1. 当社は最低利用期間特約付コースについて契約満了した場合、満了日の翌日（以下「更新日」といいます）に契約を自動更新します。ただし、満了日に属する歴月内に契約者より契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。</p> <p>2. 当社は次の場合には契約の解除を行います。</p> <p>（1）契約者が基本番組サービスの停止または解除を行う場合</p> <p>（2）当社が基本番組サービスの停止または解除を行う場合</p> <p>3. 契約者は定期契約の満了日の属する歴月以外の日に契約の解除を行う場合、第7条（解約）に規定する解除料を支払うものとします。</p>

5. 損害金

第 7 条（解約）に規定する損害金 ※注 4	機器損害金（端末終端装置） 1台ごと／5,000円（非課税）
---------------------------	--------------------------------

※注 1 金額は全て消費税別です。消費税率が変更になった場合には料金が変わります。

※注 2 屋内配線（引込線のうち屋内に設備する部分の配線）の利用料、回線終端装置の貸与料は、基本月額料金に含まれるものとします。

※注 3 実費は、使用する機器の代金を含め、別途見積いたします。

※注 4 機器等の紛失及び修理不能による場合にも適用します。

附則

この約款は、令和3年4月1日より施行します。

附則

この約款は、令和4年7月1日より施行します。